

火災にあわれた方へのお知らせ



火災により被害を受けられた方々には心からお見舞い申し上げます。
この冊子では火災後に必要となる手続きや利用できる制度について紹介しております。
ただし、すべての手続き・制度を掲載したものではありませんので、参考としてご活用
ください。
なお、各種手続き・制度の利用については、まず、電話にてそれぞれの窓口にご相談く
ださい。

【目 次】

1. 火災による被害を受けたことの証明書発給手続き

- ・ 火災証明書の発給申込み..... P. 2

2. 各種お手続き（証書類の再交付など）

- ・ 国民健康保険資格確認書等の再交付..... P. 2
- ・ 後期高齢者医療資格確認書等の再交付..... P. 3
- ・ 住民票の発行..... P. 3
- ・ 印鑑の登録・マイナンバーカードの再交付..... P. 4
- ・ 運転免許証の再交付..... P. 4
- ・ 基礎年金番号通知書・年金証書の再交付..... P. 5
- ・ パスポート（旅券）の届出..... P. 5
- ・ 健康保険証（社会保険等）の再交付..... P. 6
- ・ キャッシュカード・預金通帳等の再発行..... P. 6
- ・ 介護保険被保険者証等の再交付..... P. 6
- ・ 身体障害者手帳の再交付..... P. 7
- ・ 療育手帳の再交付..... P. 7
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の再交付..... P. 7
- ・ 障害者医療助成制度医療証の再交付..... P. 8
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の再交付..... P. 8
- ・ 子ども医療費助成制度医療証の再交付..... P. 8

3. 今後の住宅について

- ・ 住宅探しの支援..... P. 9

4. 公共サービス（ライフライン等）に関するお問合せ

- ・ 水 道..... P. 9
- ・ ガ ス..... P. 9
- ・ 電 気..... P. 9
- ・ 電 話..... P. 9

5. 火災後に受けられる制度やご相談など

- ・ 災害見舞金・弔慰金の支給..... P. 10
- ・ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の相談..... P. 10
- ・ 建築手続きの相談..... P. 10
- ・ 火災後の家財・ごみ処理..... P. 11
- ・ 国民年金の相談..... P. 12
- ・ 市民税・府民税の相談..... P. 12
- ・ 固定資産税の相談..... P. 12
- ・ 就学援助制度..... P. 13
- ・ 奨学金貸付制度..... P. 13
- ・ 保育料の相談..... P. 13

・ 大阪府生活福祉資金	P. 14
・ 暮らし再建パーソナルサポートセンター	P. 14
・ こころの健康相談	P. 15
・ 豊中市子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用	P. 15
・ こども総合相談窓口	P. 15
・ とよなかっ子ダイヤル	P. 15
・ とよなかっ子ライン	P. 15
・ 女性総合相談窓口	P. 16
・ 外国人の相談窓口	P. 16
・ 担当窓口一覧	P. 17

火災後の流れ（例）

1. これからの手続きのために 火災保険請求時や公的な手続き、支援制度を利用する際は、多くの場合、本人確認ができる書類やり災証明書の提出を求められます。	➤ り災証明書の発給申込み (P. 2)
	➤ 身分を証明できる証書類の再交付等 ・ 資格確認書等の再交付 (P. 2) ・ 住民票の発行 (P. 3) ・ マイナンバーカードの交付 (P. 4) ・ 運転免許証の再交付 (P. 4) …など



2. 当面の生活のために 今後の生活のための準備や火災後の処理を行ないます。	➤ 豊中市災害見舞金支給申請 (P. 10)
	➤ 住居の確保 (P. 9)
	➤ 通帳・キャッシュカード等の再発行 (P. 6)
	➤ 火災後の家財道具やごみの処理 (P. 11)



3. 今後の生活のために 火災により被害を受けられた方に対して、各種制度が設けられています。	➤ ライフラインに関する問合せなど (P. 9)
	➤ 家屋の修繕時の手続きなど (P. 10)
	➤ 各種減免・貸付制度など ・ 国民健康保険料等の減免 (P. 10) ・ 国民年金保険料の免除 (P. 12) ・ 市民税、府民税の減免 (P. 12) ・ 固定資産税の減免 (P. 12) ・ 就学援助制度 (P. 13) ・ 奨学金貸付制度 (P. 13) ・ 保育料の軽減 (P. 13)
	➤ 大阪府生活福祉資金 (P. 14)
	➤ くらし再建パーソナルサポートセンター (P. 14)

1. 火災による被害を受けたことの証明書発給手続き（これからの手続きに必要なことがあります。）

◆ り災証明書の発給申込み		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・豊中市消防局 警防課 指揮調査係 TEL 6846-8433 ・北消防署 予防広報係 TEL 6846-8494 ・南消防署 予防広報係 TEL 6334-3454 ・新千里消防署 予防広報係 TEL 4860-6119		
内 容	火災により住居などに被害を受けた方に対して、消防が被害状況を確認した後、北消防署、南消防署、新千里消防署で発行します。り災証明書は各種手続や火災保険を受けるときなど、さまざまな場面で必要となる場合があります。 《必要書類》 り災証明書交付申請書 （上記の4か所で配布しています。市のホームページで様式をダウンロードできます。） 《手数料》 1通 300円 （生活保護を受給されている方は減免されます。証明できるものを持参してください。） 《発行時間》 平日の9時から17時00分まで 《発行場所》 北消防署、南消防署、新千里消防署の各予防広報係 ※電子申込が可能です。 ※市内の各消防出張所では、申込書の配布および証明書の発行は行っていません。 ※ご不明な点は、事前に指揮調査係（TEL06-6846-8433）まで、お問い合わせください。		

2. 各種お手続き（証書類の再交付など）

◆ 国民健康保険資格確認書等の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・保険相談課 保険加入係 TEL 6858-2301 ・新千里出張所 TEL 6872-0576 ・庄内出張所 TEL 6334-3536		
内 容	火災により資格確認書等を焼失した場合は、再交付手続きが必要です。 《手続きできる人》 住民基本台帳における世帯主、同一世帯員、代理人 ※代理人による再交付手続きの場合は委任状が必要となります。 1. 窓口交付 世帯主及び委任状を持参した同一世帯員が写真付書類（公的機関が発行する運転免許証等）を提示できる場合⇒ 保険相談課の窓口（本庁・庄内出張所・新千里出張所）で即日発行します。 2. 郵送交付 委任状を持参した代理人及び上記来庁者で本人確認が出来ない場合 ⇒ 郵送交付になります。		

◆ 後期高齢者医療資格確認書 等の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 保険相談課 保険加入係 TEL 6858-2301 ・ 新千里出張所 TEL 6872-0576 ・ 庄内出張所 TEL 6334-3536		
内 容	火災により資格確認書等を焼失した場合は、再交付手続きが必要です。 《手続きできる人》 住民基本台帳における世帯主、同一世帯員、代理人 ※同一世帯員による再交付手続きの場合は本人確認書類、代理人による再交付手続きの場合は、本人確認書類及び委任状が必要となります。 1. 窓口交付 窓口に来られる方が写真付書類（公的機関が発行する運転免許証等）を提示できる場合 ⇒ 保険相談課の窓口（本庁・庄内出張所・新千里出張所）で即日発行します。 ※ 代理人による再交付手続きの場合は、委任状が必要となります。 2. 1 以外の場合 ⇒ 後日、郵送にて資格確認書等を送付いたします。		

◆ 住民票の発行		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 市民課 企画調整係 TEL 6858-2202 ・ 新千里出張所 TEL 6872-0573 ・ 庄内出張所 TEL 6334-3531		
内 容	他の手続きで必要になることがあります。 《必要なもの》 交付請求書（窓口にあります）・窓口へ来られる方の本人確認ができるもの 《請求できる人》 本人・本人と同一世帯員・委任状等を持った代理人 《発行できる場所》 豊中市役所第一庁舎 1 階市民課・新千里出張所・庄内出張所 《手数料》 1 通 300 円 ※住民票の使用目的が火災保険請求時や火災に係る公的な手続き・支援制度の利用など、生活再建のために必要であるとき、り災証明書の提示で手数料の減免を受けることができます。 ※住民基本台帳カード（自動交付利用登録済み）、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が有効）をお持ちの場合は、全国のセブンイレブン、ローソン（ローソンストア 100 を除く）、ファミリーマート、ミニストップ等の各店舗に設置しているマルチコピー機で発行することができます。（1 通 200 円・手数料の無料取扱いなし） ※本人を確認するものが焼失してしまった場合はご相談ください。		

◆ 印鑑の登録・ マイナンバーカードの再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・市民課 市民窓口係 Tel 6858-2201 ・新千里出張所 Tel 6872-0573 ・庄内出張所 Tel 6334-3531		
内 容	実印または登録しているカード（印鑑登録証）を焼失した場合は、印鑑の再登録手続きが必要です。窓口でそれまでの印鑑登録の「廃止届」を提出し、新たに印鑑登録の申込を行ってください。 マイナンバーカードを焼失した場合は、マイナンバーカードの再交付手続きが必要となります。 ※印鑑登録については、一定の条件を満たせば、その日に印鑑登録証と証明書の発行ができます。 ※本人を確認するものが焼失してしまった場合や、代理人が手続きされる場合、詳しい手続き方法等は事前にお問い合わせください。 《手数料》 印鑑登録証 300 円 マイナンバーカード 1000 円（内 200 円は電子証明書の発行手数料） マイナンバーカード特急発行 2000 円（内 200 円は電子証明書の発行手数料） ※上記手数料は、り災証明書の提示にて無料となる場合がありますのでご相談ください。 ※マイナンバーカードは申請から交付まで1ヶ月程度かかります。		

◆ 運転免許証の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・門真運転免許試験場 Tel 06-6908-9121 ・光明池運転免許試験場 Tel 0725-56-1881 ・豊中警察署 Tel 6849-1234 ・豊中南警察署 Tel 6334-1234		
内 容	《必要なもの》 ・ 黒か青のボールペン ・ 写真1枚（6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のタテ3cm、ヨコ2.4cm） ・ 申請者本人であることを確認できる証明書等（健康保険証、社員証、学生証、パスポート、マイナンバーカード等） ・ 再交付手数料がかかります。詳しくはお問合せください。 《受付時間》 運転免許試験場…休日を除く月曜日から金曜日 8時45分～14時30分（12:00～12:45の間は除く） 警察署…休日を除く月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 【運転免許試験場の場合】…当日の交付 【最寄りの警察署の場合】…再交付手続きを行った日の翌日から（土日祝を除いて）2週間程度 ※マイナ免許証については手続きが異なります。詳しくはお問合せください。 ※豊中南警察署ではマイナ免許証は取り扱いできません。		

◆ 基礎年金番号通知書・年金証書の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	【基礎年金番号通知書】 ・ 保険相談課 国民年金係 TEL 6858-2264 ・ 日本年金機構 豊中年金事務所 TEL 6848-6831 【年金証書】 ・ 日本年金機構 豊中年金事務所 TEL 6848-6831 ・ 街角の年金相談センター豊中 豊中市本町 1-1-3 豊中駅高架下店舗南ブロック 1F (来訪相談のみ)		
内 容	【基礎年金番号通知書】 年金手帳は令和4年4月1日で廃止となり、基礎年金番号を明らかにする書類として「基礎年金番号通知書」に切り替わりました。 ≪第1号被保険者≫ 基礎年金番号通知書の交付は日本年金機構が行いますが、基礎年金番号通知書再交付申請は市役所国民年金係（本庁および庄内・新千里出張所）でも受付いたします。本人確認書類（運転免許証等）を持って、手続きをしてください。基礎年金番号通知書は約4週間後、ご自宅に郵送されます。 お急ぎの場合は、本人確認書類（運転免許証等）を持って、豊中年金事務所に直接申込みをしてください。その場で交付される場合もあります。 ≪第2号・第3号被保険者≫ 勤務先（第3号被保険者の場合は、配偶者の勤務先）で手続きをしてください。 ※第2号被保険者とは、厚生年金の被保険者または共済組合の加入者 ※第3号被保険者とは、上記第2号被保険者の被扶養配偶者 【年金証書】 年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号がわかるものと本人確認書類（運転免許証等）を持って、豊中年金事務所、または街角の年金相談センター豊中に申込みをしてください。 ※すでに老齢年金を受給されている場合は、年金証書をお持ちであれば、年金手帳または基礎年金番号通知書は必要ありません。		

◆ パスポート(旅券)の届出		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 豊中市パスポートセンター TEL 6842-2611		
内 容	火災により有効中のパスポートが焼失した場合には本人による紛失届の提出が必要です。届出には 火災証明書・本人確認書類・写真などが必要となりますので、事前に豊中市パスポートセンターへお問い合わせください。 ※再発行（新規扱い）する場合は別途お手続きが必要です。		

◆ 健康保険証（社会保険等） の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ お勤め先 ・ 各種健康保険組合等		
内 容	お勤め先のご担当者やご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。		

◆ キャッシュカード・預金通帳 等の再発行		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ ご利用の金融機関		
内 容	お使いのキャッシュカードや預金通帳が焼失した場合は再発行手続きが必要です。手続きの際、本人確認書類（免許証・健康保険証・住民票など）や印鑑が必要となります。 手続き方法・再発行までの期間・必要書類・手数料の要否などは金融機関によって異なります。詳しくは、ご利用の金融機関へ直接お問い合わせください。		

◆ 介護保険被保険者証等 の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 保険相談課 保険加入係 TEL 6858-2301 ・ 新千里出張所 TEL 6872-0576 ・ 庄内出張所 TEL 6334-3536		
内 容	火災により被保険者証を焼失した場合は、再交付手続きが必要です。 《手続きできる人》 住民基本台帳における世帯主、同一世帯員、代理人 ※代理人による再交付手続きの場合は委任状が必要となります。 1. 窓口へ来られる方の公的機関が発行する写真付書類（運転免許証等）を提示できる場合 ⇒ 保険相談課の窓口（本庁・庄内出張所・新千里出張所）で即日発行します。 ※代理人による再交付手続きの場合は、委任状が必要となります。 2. 1 以外の場合 ⇒ 後日、郵送にて新しい被保険者証を送付いたします。		

◆ 身体障害者手帳の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 障害福祉課 TEL 6858-2746		
内 容	身体障害者手帳を破損・汚損・紛失した場合は、再交付手続きが必要です。 《必要なもの》 交付等申請書・顔写真（上半身脱帽のもの[たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮ったもの]） マイナンバーがわかるもの（通知カードなど）・本人確認書類（運転免許証など） ※住民基本台帳における同一世帯員以外の方（代理人）による再交付手続きの場合は、委任状が必要となります。 《申請する場所》 豊中市役所第二庁舎1階 障害福祉課		

◆ 療育手帳の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 障害福祉課 TEL 6858-2746		
内 容	療育手帳を破損・汚損・紛失した場合は、再交付手続きが必要です。 《必要なもの》 交付等申請書・顔写真（上半身脱帽のもの[たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮ったもの]） ※住民基本台帳における同一世帯員以外の方（代理人）による再交付手続きの場合は、委任状が必要となります。 《申請する場所》 豊中市役所第二庁舎1階 障害福祉課		

◆ 精神障害者保健福祉手帳 の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 障害福祉課 TEL 6858-2805		
内 容	精神障害者保健福祉手帳を破損・汚損・紛失した場合は、再交付手続きが必要です。 《必要なもの》 交付等申請書・顔写真（上半身脱帽のもの[たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮ったもの]） ※写真貼付なしの手帳も交付できます。 マイナンバーがわかるもの（通知カードなど）・本人確認書類（運転免許証など） ※住民基本台帳における同一世帯員以外の方（代理人）による再交付手続きの場合は、委任状が必要となります。 《申請する場所》 豊中市役所第二庁舎1階 障害福祉課		

◆ 障害者医療助成制度医療証の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 保険給付課 TEL 6858-2295 ・ 新千里出張所 TEL 6872-0576 ・ 庄内出張所 TEL 6334-3536		
内 容	≪お手続きに必要なもの≫ 助成対象者の公の機関が発行している本人確認書類（運転免許証、障害者手帳等） ※代理の方が手続きされる場合は委任状が必要です。また、本人様のものとあわせて上記の代理人の方の本人確認書類もご持参ください。 ※申請に必要なものがそろっていれば、代理の方でも即日交付できます。 ≪申請する場所≫ 市役所第二庁舎 2 階 保険給付課・新千里出張所・庄内出張所		

◆ ひitori親家庭等医療費助成制度医療証の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 子育て給付課 TEL 6858-2329		
内 容	≪お手続きに必要なもの≫ 助成対象者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード 等） ※代理の方が手続きされる場合は委任状が必要です。また、本人様のものとあわせて上記の代理人の方の本人確認書類もご持参ください。 ※申請に必要なものがそろっていれば、代理の方でも即日交付できます。 ≪申請する場所≫ 市役所第二庁舎 3 階 子育て給付課・新千里出張所・庄内出張所		

◆ 子ども医療費助成制度医療証の再交付		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 子育て給付課 TEL 6858-2269		
内 容	≪お手続きに必要なもの≫ 助成対象者の保険資格情報が確認できるもの （健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ（A4 サイズ文書）、マイナ保険証など） ※申請に必要なものがそろっていれば、代理の方でも即日交付できます。 ≪申請する場所≫ 市役所第二庁舎 3 階 子育て給付課・新千里出張所・庄内出張所		

3. 今後の住宅について

◆ 住宅探しの支援		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 豊中市居住支援協議会 TEL 6858-2742		
内 容	市内の不動産協力店と連携し、民間賃貸住宅への入居を支援します。 <相談窓口> 受付：開庁日の9時から17時15分 場所：豊中市役所第二庁舎5階 一般財団法人豊中市住宅協会 ※事前にお電話にてお問い合わせください。		

4. 公共サービス（ライフライン等）に関するお問合せ

◆ 水道〈豊中市上下水道局〉		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 豊中市上下水道局 お客さまセンター窓口課 TEL 6858-2931 (時間外の場合 警備員室 TEL 6858-2971)		
内 容	水道の使用を中止・再開するときはお問い合わせください。		

◆ ガス〈大阪ガス株式会社など〉		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 大阪ガス お客さまセンター 北部事業所 TEL 0120-5-94817 ・ その他ご利用のガス供給会社		
内 容	消防署が対応した、り災については、通常、消防署からガス会社に連絡が入りますが、念のためご利用のガス会社にお問い合わせください。		

◆ 電気 〈関西電力株式会社など〉		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 関西電力株式会社 TEL 0800-777-8810 ・ その他ご利用の小売電気事業者		
内 容	詳しくは、ご利用の小売電気事業者へお問い合わせください。		

◆ 電話 〈NTT 西日本など〉		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ NTT 西日本 TEL 113 (ひかり電話・携帯電話・PHSからは TEL 0120-444113) ※受付時間：24時間(音声ガイダンスによる録音受付) ・ その他ご利用の電話通信会社		
内 容	固定電話の故障・サービスの停止・再開等について、ご利用の電話通信会社へお問い合わせください。		

5. 火災後に受けられる制度やご相談など

◆ 災害見舞金・弔慰金の支給		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 地域共生課 TEL 6858-2219		
内 容	災害の程度に応じて市から見舞金が支給されます。 《対 象》 全損・半損の世帯 《手 続 き》 対象となる方には地域共生課よりご連絡いたします。 《支給金額》 【全損】 世帯員が2人以上の世帯…60,000円 ひとりの世帯…45,000円 【半損】 世帯員が2人以上の世帯…30,000円 ひとりの世帯…22,500円 【死亡弔慰金】 1人につき…300,000円 ※なお、日本赤十字社大阪府支部豊中市地区・豊中市赤十字奉仕団・豊中市社会福祉協議会より見舞金等が出る場合があります。 (お問合せ)豊中市社会福祉協議会 TEL 6841-7335		

◆ 国民健康保険・介護保険・ 後期高齢者医療制度の相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 保険相談課 保険加入係 TEL 6858-2300		
内 容	損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。 《必要書類》 ・ り災証明書（コピー可） ・ 減免申請書（保険相談課[本庁および庄内・新千里出張所]で配布）		
お問合せ	保険給付課 審査企画係 TEL 6858-2308		
内 容	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方の医療費（一部負担金）について損害の程度により減免が受けられる場合があります。		

◆ 建築手続きの相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 建築審査課 TEL 6858-2422		
内 容	家屋の修繕・増築等を行うときは、建築確認などの手続きが必要となる場合があります。		

◆ 火災後の家財・ごみ処理		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・市に収集を依頼する場合… 家庭ごみ事業課 Tel 6843-3513 ・り災者本人が搬入する場合… 豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課 Tel 6841-5394		
内 容	◎ 市に収集を依頼する場合 被災した家財の確認を行なうため、家庭ごみ事業課までご連絡ください。係員による現地確認後、ごみの減免処理についてご説明いたします。 ● ご用意するもの り災証明書（消防署発行・コピー可） 減免申請書（現地確認の際に係員が配布します） ● 注意事項 建築廃材や建物に付随するものは処理できません。 建物内からの持ち出しはできません。 現地確認後、豊中市粗大ごみ受付センターまで臨時ごみ収集をお申し込みください。 聴覚障害などの障害をお持ちの方はファックスからお申し込みください。 ● 豊中市粗大ごみ受付センター TEL：0570-666-861（06-6486-0530） FAX：0570-666-725 ● 受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日を含む）午前 9 時から午後 5 時 15 分まで		
	◎ り災者本人が市の処理施設へ家財道具を搬入する場合 ① り災者本人が事前に豊中市伊丹市クリーンランドにお問合せください。 ☆ り災者本人による問い合わせが難しい場合は応相談 《受付》月曜～金曜日（祝日・年末年始除く）の午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 ② り災状況や搬入物の確認の為、クリーンランドの職員が現地確認に伺います。 搬入方法や日時の確認を行います。 ※エアコン・テレビ（液晶、プラズマ含む）・洗濯機・衣類乾燥機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・パソコン、建築廃材は、搬入できません。このほか、クリーンランドの受け入れ基準に合わないものは、搬入できません。 ③ 処理手数料は免除されます。（事前に①②の手続きが終わり申込書の提出が必要です。） 《必要書類》 ・印かん ・り災証明書（消防署発行・コピー可） ・ごみ処理施設使用申込書（減免申込書兼ねる） ☆ 現地確認及び搬入当日はり災者本人の立会いが必要です。		
	◎ 建築・解体業者が建物の解体処理と合わせて、民間の処理施設へ家財道具を搬入する場合 建築業者または解体業者にお問合せください。		

◆ 国民年金の相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 保険相談課 国民年金係 TEL 6858-2264		
内 容	損害の程度により、保険料の免除を受けられる場合があります。 《必要書類》 ・ り災証明書等（コピー可） ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号がわかるもの ※焼失した場合は本人確認書類（運転免許証・パスポートなど） ・ 免除申請書（国民年金係[本庁および庄内・新千里出張所]で配布） 《注意事項》 被災した前月から被災した年の翌々年の6月までの期間について特例審査の対象となります。		

◆ 市民税・府民税の相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 市民税課 TEL 6858-2131		
内 容	損害の程度や前年の所得により、減免が受けられる場合があります。災害のやんだ日から30日以内に、必要書類を添えて申請してください。 《必要書類》 ・ り災証明書（コピー可） ・ 災害を受けた資産の割合のわかるもの （資産の明細、保険会社からの損害明細書） ・ 損害保険金の支払い額のわかるもの ・ 減免申請書（受付で配布） 《注意事項》 納期限までに申請が必要です。		

◆ 固定資産税の相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 固定資産税課 TEL 6858-2150		
内 容	損害の程度により、家屋の固定資産税と都市計画税の減免が受けられる場合があります。 ※土地については、火災により住宅用地として使用できない場合、火災が発生した年度の翌年度から2年間住宅用地とみなす特例措置があります。 《必要書類》 ・ り災証明書（コピー可） ・ 減免申請書（受付で配布） ※代理人等が届出する場合は委任状等が必要となります 《注意事項》 納期限までに申請が必要です。 損害の程度を確認するため、建物内部も調査しますので届出をされた方の立会いをお願いします。		

◆ 就学援助制度		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 学務保健課 TEL 6858-2553		
内 容	損害の程度や前年の保護者の所得により援助金を受け取ることができる場合があります。 《対 象》 市立学校、国府県立・私立小中学校・朝鮮学校※に通学する児童・生徒がいる家庭（※市立以外は市内に住所を有する場合のみ） 《申込方法》 市ホームページから電子申込 《必要書類》 ・ り災証明書（写真/PDF を添付） ・ 保護者名義の振込先がわかるもの（通帳等）（写真/PDF を添付） 《申込期間》 毎年度5月下旬から翌年2月末日 《注意事項》 受付時期によって受け取ることができる援助金額が変わります。また、世帯状況によっては上部記載以外の書類が必要となる場合があります。		

◆ 奨学金貸付制度		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 学務保健課 TEL 6858-2553		
内 容	損害の程度や前年の保護者の所得により貸付を受けとることができる場合があります。 《対 象》 公立・私立高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（修業年限が2年以上の課程）、朝鮮高級学校に通学する生徒がいる家庭。 《申込方法》 市ホームページから電子申込 《必要書類》 ・ り災証明書（写真/PDF を添付） ・ 生徒本人の振込先がわかるもの（通帳等）（写真/PDF を添付） （世帯状況によっては上部記載以外の書類が必要となる場合があります） 《申込期間》 3月から翌年1月		

◆ 保育料の相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 子育て給付課 TEL 6858-2253		
内 容	こども園、保育所・家庭保育所・幼稚園に入所・入園しているとき、保育料の軽減を受けられる場合等があります。 《必要書類》 ・ り災証明書（コピー可） ・ 申出書（受付で配布）		

◆ 大阪府生活福祉資金 (福祉資金)		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・(社福) 豊中市社会福祉協議会 Tel 6848-1313		
内 容	災害を受けた後に必要となる資金の貸付です。(住宅の修繕費、家財道具、電気製品の購入、転居等) ≪貸付金額≫ 150万円以内(無利子) ≪据置期間≫ 6ヶ月以内 ≪償還期間≫ 7年以内 ≪必要書類≫ ・住民票(世帯全員の分) ・り災証明書(コピー可) ・見積書 ・所得証明書 ≪連帯保証人≫ 1名(借受人とは別住居で65歳未満の一定収入がある方) ※連帯保証人が設定できない場合は、年1.5%の利子がつきますが、申し込みできます。 ※65歳以上の方や収入が生活保護基準以下の方は、連帯保証人の設定がなければ申請できません。 ※火災保険、見舞金等で対応できるものや損害賠償を目的とするものは対象外。 ※その他、貸付要件がございますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。		

◆ 大阪府生活福祉資金 (緊急小口資金)		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・(社福) 豊中市社会福祉協議会 Tel 6848-1313		
内 容	災害を受けた後、一時的に生活困窮に陥ったとき、生活の改善・自立のために必要な資金の貸付です。 ≪貸付金額≫ 10万円以内(無利子) ≪据置期間≫ 2ヶ月以内 ≪償還期間≫ 12ヶ月以内 ≪必要書類≫ 住民票(世帯全員の分) ・り災証明書(コピー可) ・所得証明書等 ※その他、貸付要件がございますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。		

◆ 暮らし再建パーソナルサポートセンター (生活困窮者自立相談支援事業)		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・豊中市 暮らし支援課 Tel 6858-5075 ・(社福) 豊中市社会福祉協議会 Tel 6848-1313		
内 容	暮らしの中で、不安や心配なこと、どこに相談したらよいかわからないことなど、どなたでもご相談ください。 問題の解決・生活の再建に向けて、一人ひとりの状況にあった具体的な支援策を一緒に考え、パーソナルな支援を行います。		

◆ こころの健康相談		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 医療支援課 精神保健係 TEL 6152-7315		
内 容	精神保健福祉士や保健師、必要に応じて医師や心理職がご本人・家族、身近な人からのご相談を電話や面接等でお受けしています。 ＊来所相談は、事前にご予約ください。相談は無料、秘密は厳守します。 電話受付：月曜日～金曜日 9時～17時15分（祝日及び年末年始を除く） <その他>災害・事件・事故に遭遇した人に関するこころのケア〔心理的応急処置（PFA）ガイドブック〕を作成しました。必要時お問合せ先までご連絡ください。		

◆ 豊中市子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ こども安心課 TEL 6852-5172		
内 容	保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を一時的に養育が困難となる場合、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。利用には条件がありますので、担当課へお問い合わせください。 〈対象者〉本市に住所がある 18 歳未満の児童		

◆ こども総合相談窓口		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ こども安心課 TEL 6852-5172		
内 容	18 歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談に応じます。必要に応じて、適切な専門窓口をご紹介します。 365 日 24 時間対応（電話のみ） 来所相談は月曜日～金曜日、9 時～17 時 15 分		

◆ とよなかっ子ダイヤル		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ こども安心課 TEL （フリーダイヤル）0120-307-874		
内 容	「とよなかっ子ダイヤル」は 18 歳になるまでの子ども専用相談ダイヤルです。どこに相談したらいいかわからない、自分の気持ちを聞いてほしいなど様々な相談に応じます。 365 日 24 時間対応		

◆ とよなかっ子ライン		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ こども安心課		
内 容	「とよなかっ子ライン」は 18 歳になるまでの子ども専用相談チャットです。 LINE アプリから、右記二次元コードを読み込むことでチャット相談できます。 毎週水曜日 17 時～21 時(受付 20 時 30 分まで)		



◆ 女性総合相談支援窓口		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 人権政策課 TEL 4866-6822		
内 容	女性の生活困窮・家族関係、健康問題、性被害などの相談を電話や面談等でお受けしています。 ＊面談相談は、事前にご予約ください。 電話相談：月・火・木・金・第2土曜日 9時～17時00分（祝日及び年末年始を除く）		



◆ 外国人の市政案内窓口		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ 人権政策課 TEL 6858-2730		
内 容	市役所での手続きに、通訳者が同行します。 毎週月・火・木・金曜日 10時～12時、13時～17時：英語 毎週水曜日 10時～12時、13時～17時：中国語 ※その他の言語は人権政策課に問い合わせてください。		

◆ 外国人の生活相談窓口		☐ チェック	<メモ>
お問合せ	・ とよなか国際交流センター TEL 6843-4343		
内 容	災害による生活一般の悩み・相談ができます。 毎週月・火・木・金・土曜日 11時～16時		

【担当窓口一覧】

項目		担当窓口	問合せ先
り災証明	り災証明書の発給申込み	豊中市消防局 警防課 指揮調査係	06-6846-8433
		北消防署 予防広報係	06-6846-8494
		南消防署 予防広報係	06-6334-3454
		新千里消防署 予防広報係	06-4860-6119
各種お手続き	国民健康保険資格確認書等の再交付	保険相談課 保険加入係	06-6858-2301
	後期高齢者医療資格確認書等の再交付	保険相談課 保険加入係	06-6858-2301
	住民票の発行	市民課 企画調整係	06-6858-2202
	印鑑の登録・マイナンバーカードの再交付	市民課 市民窓口係	06-6858-2201
	運転免許証の再交付	門真運転免許試験場	06-6908-9121
		光明池運転免許試験場	0725-56-1881
		豊中警察署	06-6849-1234
		豊中南警察署	06-6334-1234
	基礎年金番号通知書・年金証書の再交付	保険相談課 国民年金係	06-6858-2264
	パスポート（旅券）の届出	豊中市パスポートセンター	06-6842-2611
	健康保険証（社会保険等）の再交付	各種健康保険組合等	お勤め先または加入の健保組合等
	キャッシュカード・預貯金通帳等の再発行	ご利用の金融機関	ご利用の金融機関
	介護保険被保険者証の再交付	保険相談課 保険加入係	06-6858-2301
	身体障害者手帳の再交付	障害福祉課	06-6858-2746
	療育手帳の再交付	障害福祉課	06-6858-2746
	精神障害者保健福祉手帳の再交付	障害福祉課	06-6858-2805
	障害者医療助成制度医療証の再交付	保険給付課	06-6858-2295
	ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の再交付	子育て給付課 家庭給付係	06-6858-2329
	子ども医療費助成制度医療証の再交付	子育て給付課 家庭給付係	06-6858-2269
住宅	住宅探しの支援	豊中市居住支援協議会	06-6858-2742
ライフライン	水 道	豊中市上下水道局	06-6858-2931
	ガ ス	大阪ガス等	0120-5-94817（大阪ガス）
	電 気	関西電力等	0800-777-8810（関西電力）
	電 話	NTT 等	113（NTT）
支援・減免制度など	災害見舞金・弔慰金の支給	地域共生課	06-6858-2219
	火災後のごみ処理	家庭ごみ事業課	06-6843-3513
		豊中市伊丹市クリーンランド	06-6841-5394
	建築手続きの相談	建築審査課	06-6858-2422
	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の相談	保険相談課 保険加入係	06-6858-2301
	国民年金の相談	保険相談課 国民年金係	06-6858-2264
	市民税・府民税の相談	市民税課	06-6858-2131
	固定資産税の相談	固定資産税課	06-6858-2150
	就学援助制度	学務保健課	06-6858-2553
	奨学金貸付制度	学務保健課	06-6858-2553
	保育料の相談	子育て給付課 入所入園係	06-6858-2253
	大阪府生活福祉資金	（社福）豊中市社会福祉協議会	06-6848-1313
	くらし再建パーソナルサポートセンター	くらし支援課	06-6858-5075
	くらし再建パーソナルサポートセンター こころの健康相談	（社福）豊中市社会福祉協議会	06-6848-1313
		医療支援課 精神保健係	06-6152-7315
	豊中市子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用	こども安心課	06-6852-5172
	こども総合相談窓口	こども安心課	06-6852-5172
	とよなかっ子ダイヤル		（フリーダイヤル）0120-307-874
	とよなかっ子ライン		LINE
	女性総合相談支援窓口	人権政策課 女性支援係	06-4866-6822
	外国人の市政案内窓口	人権政策課	06-6858-2730
	外国人の生活相談窓口	とよなか国際交流センター	06-6843-4343

発 行 日 : 令和 7 年（2025 年）11 月
 編 集 ・ 発 行 : 豊中市 福祉部 地域共生課
 電 話 : 06-6858-2219